

知的障害者の意思決定支援

～本人活動・意思決定支援・人権擁護～

平成28年度全国知的障害関係施設長等会議資料
社会福祉法人育成会 本部事務局長 古川 敬
(公益財) 日本知的障害者福祉協会 平成27年度意思決定支援に関する特別委員会委員)

発表内容

- (公益財)日本知的障害者福祉協会の意思決定支援に関する社保審での意見
- 社保審障害者部会報告書
- 意思決定支援のキーワード
- 意思決定支援の定義
- 人権擁護と意思決定支援
- 本人活動と意思決定支援

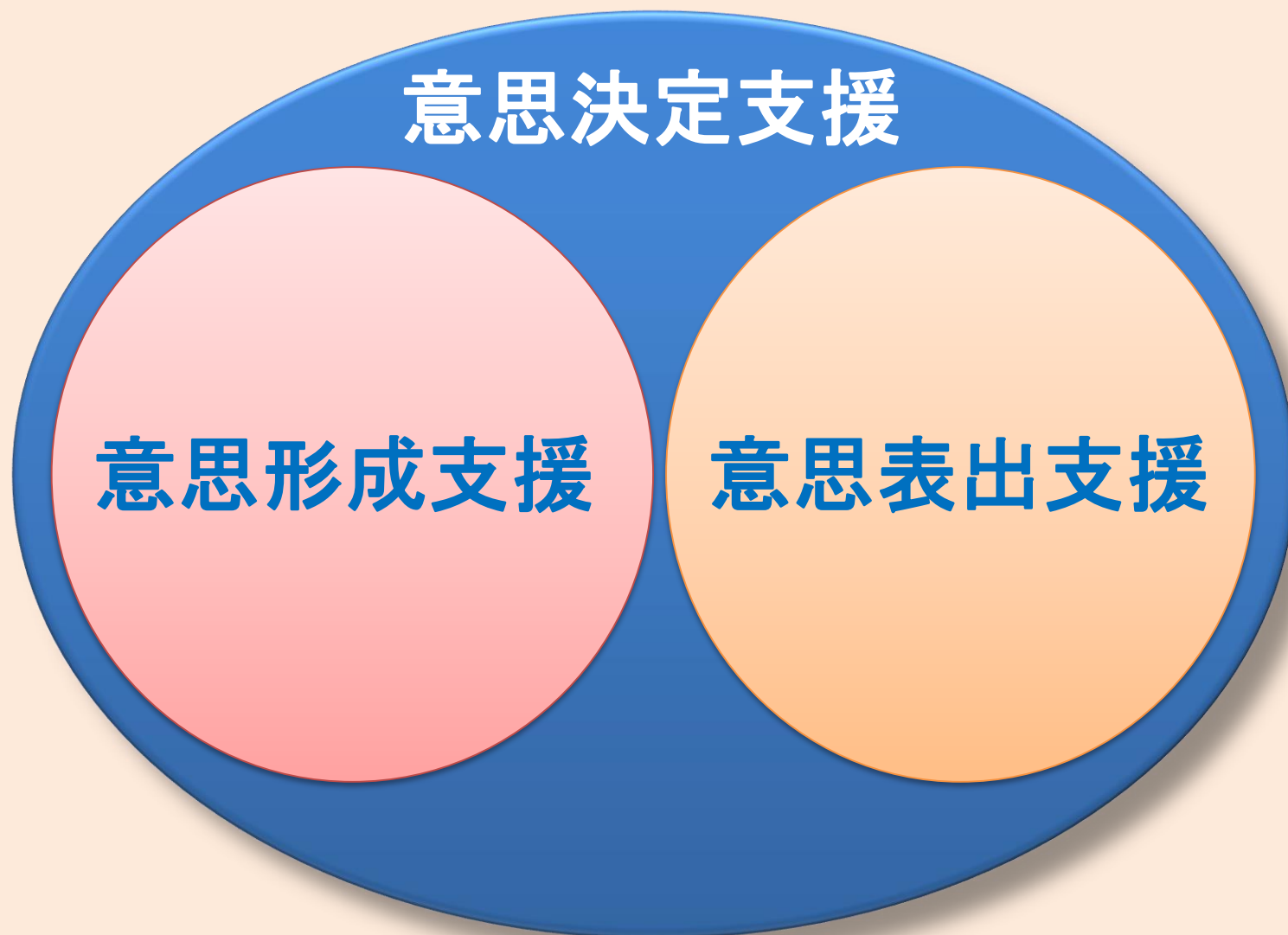
意思決定支援のキーワード

「意思決定支援」とは新たに誕生した特別な支援ではなく、長年にわたって障害者支援の専門理念とされてきたことが重要なポイントである。

- ・ ノーマライゼーション (normalization)
- ・ リハビリテーション (rehabilitation)
- ・ パターナリズム (paternalism)
- ・ エンパワメント (empowerment)
- ・ アドボカシー (advocacy)
- ・ セルフアドボカシー (self-advocacy)

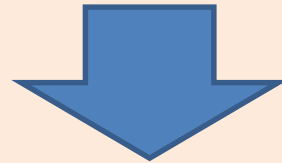
意思決定支援の定義

意思決定支援の定義 イメージ1

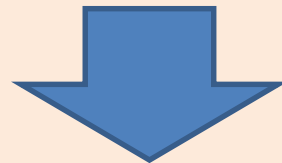


意思決定支援の定義 イメージ2

意思形成支援



意思表出支援



意思決定支援

意思形成支援

- 1 人の環境は整っているか。
 - ・信頼感と安心感が整った支援者の存在が必用。
 - ・家庭で、施設で、日常的に安心感のある中で生活できていることが重要。
- 2 様々な経験を積む機会はあるか。
 - ・文字や写真などのみの情報からイメージを膨らませて想像することは苦手。したがって選択肢がどれだけ多様でも経験した事象からしか正しく選べない。
- 3 様々な情報提供はされているか。
 - ・付随する多くの情報が、理解できる形で伝えられることが必用。
 - ・言葉・文字・絵やイラスト・写真・実際の見学や体験などあらゆる方法を駆使して伝える努力が必用。
 - ・自ら情報を得ることは非常に難しいからこそ支援者の情報提供に頼るしかない。
- 4 幼少時から年齢に応じて選ぶ機会が提供されているか。
 - ・選ぶという意識を育てる支援の重要性。
 - ・大人なるまで、大人になっても、親や支援者が選んではいけないか。

意思表出支援

- 1 本人が自らの意思を表出・表現できるように、具体的に支援されているか。
 - ・本人が意思を伝える機会を設けているか。
(一例としての「本人活動」)
 - ・本人の意思を汲み取る姿勢を支援者が常に持っているか。
どんなことでも話せる環境があるか。
- 2 表出されている意思に気付く支援者であるか。
 - ・知的障害者が自ら言葉や文字により意思を表出することは非常に困難。
したがって、言葉だけではなく、僅かな表情や態度や雰囲気の変化などを支援者が敏感に察知できるか。

意思決定支援

「意思決定支援とは、障害者本人の意思が形成されるために理解できる形での情報提供と経験や体験の機会の提供による『意思形成支援』、及び言葉のみならず様々な形で表出される意思をくみとる『意思表出支援』を前提に、生活のあらゆる場面で本人の意思が最大限に反映された選択を支援することにより、**保護の客体から権利の主体へと生き方の転換を図るための支援**である」

(公益財団法人) 日本知的障害者福祉協会の意見
平成27年9月8日厚生労働省社会保障審議会障害者部会

人権擁護と意思決定支援

世界人権宣言に見る人権

第一条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第三条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第四条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第五条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第六条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第七条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第八条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第九条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第十条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第十一条

1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第十二条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第十三条

1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

日本国憲法に見る人権

包括的基本権

幸福追求権

法の下での平等(第14条)

自由権(国家からの自由、恐怖から免れる権利(前文))

精神的自由権(精神の自由)

経済的自由権(経済の自由、経済活動の自由)

身体的自由権(人身の自由)

社会権(国家により欠乏や抑圧から免れる権利(前文))

労働基本権(団結権・団体交渉権・団体行動権)(第28条)

社会保障を受ける権利(第25条)

生存権(第25条)

教育を受ける権利(第26条)

勤労の権利(第27条第1項)

居住の権利

参政権

選挙権

被選挙権

公務員の選定・罷免の権利

国民投票

国民審査

国務請求権・受益権

請願権・陳情

裁判を受ける権利(第32条)

刑事補償請求権(第40条)

国家賠償・補償請求権(損害賠償請求権・第17条)

直接請求権

不当な収用・強制抛出の否定(第29条)

平和的生存権(前文第二段落及び第9条を根拠に主張する説がある)

これら全てに関係する重要なポイントは「**本人の意思**」
このことから、、、

人権擁護の基本は、

「本人の意思が反映された生き方を保障すること」

したがって**意思決定支援**は、知的障害者の重要な人権擁護の支援である。

(言葉遣いや呼称の問題は社会通念上のマナーや道徳観の問題であり、身体的な虐待と言われるものの殆どは、傷害や暴行などの犯罪行為である)

知的障害者の人権擁護を

意思決定支援から考える そのⅠ

意思決定支援は、知的障害者の障害特性と人権擁護の観点から、**障害者権利条約(2014年4月1日批准)第2条「合理的配慮」及び第12条「法の前に等しく認められる権利」**である。

同様に、この支援を受けられないことは**障害者差別解消法(2016年4月1日施行)**の観点から、「必要な支援を受ける合理的配慮」に欠ける「差別」と解釈できる。

知的障害者の人権擁護を

意思決定支援から考える そのⅡ

「やらない！」「やってはいけない！」

に基づく人権擁護

= 虐待防止による人権擁護

= 消極的人権擁護

「やります！」「やりましょう！」

に基づく人権擁護

= 意思決定支援による人権擁護

= 積極的人権擁護

本人活動と意思決定支援

社会福祉法人育成会の特色と意思決定支援



- ・ 社会福祉法人育成会は昭和52年に通所施設からスターとした法人。
- ・ 生活介護事業所3カ所、就労継続支援B型2カ所、障害者支援施設1カ所の利用契約者197名(平成28年4月1日現在)のうち161名が通所事業所の利用者であり、マイクロバス7台による送迎を実施。
- ・ 定員40名の障害者支援施設では夜勤4名体制を実施。
- ・ グループホーム6カ所は全て法人建設でバリアフリー型は5カ所。
- ・ グループホーム6カ所は全て夜勤体制。
- ・ グループホーム事業や居宅介護事業、相談支援事業と併せて在宅者支援をに心に展開する法人。
- ・ 平成18年度から「社会福祉法人育成会本人活動支援事業」として法人全体での意思決定支援の取組みを開始。「客体」から「主体」への意識転換を図る。
- ・ 昭和62年の入所更生施設開設時から全公的選挙への全員投票による選挙権行使を実施。
- ・ 公職選挙法改正による被成年後見者の選挙権復権を受けて、平成25年7月に通所事業所の全利用者の家庭(159世帯)に人権擁護の意識高揚を目的として、選挙権行使に関する文書を配布。
- ・ 現場支援員等で組織する各施設(事業所)の人権擁護委員会と支援員が座長を務める人権擁護研修会を法人に設置するとともに、本人活動とのコラボレーションによる、本人参加型の人権擁護勉強会やワークショップを実施。
- ・ 社会福祉法改正を待たずに、理事と評議員の兼務の廃止、評議員から職員を外し理事登用(3名)する改革を平成27年度より実施。

別冊資料

「東北フォーラム2015 in ふくしま」福島県発表

本人活動のすすめ

～(社福)育成会のとりにくみ～

社会福祉法人育成会 いわき学園 沖崎美華 資料より